

「霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」の概要

1 基準の特例を改正する行為

- 自然公園法施行規則第11条第16項に規定する行為

2 基準の特例の改正内容

- 「平成22年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

(参考)

霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例
平成18年2月28日環境省告示第57号

第4条（高免地区に係る基準の特例）

自然公園法施行規則第11条第16項第3号中「改変するものではない」とあるのは、「改変するものでないこと、又は平成10年3月31日において鹿児島県鹿児島市有村町で法第13条第3項の規定による許可を受けて土石の採取を行っていた者が平成22年3月31日までの間に行うものであり、かつ、申請に係る土石の採取量が該当許可に係る採取量を超えないものであって、県道から土石の採取を行う場所が望見されないよう保存緑地を確保するものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 基準の特例を適用する区域

- 高免地区に係る基準の特例を適用する区域は、別添の区域図のとおり。

4 基準の特例を改正する理由

霧島屋久国立公園の桜島では、国立公園指定前から、埋立材として土石(溶岩)の採取が行われており、国立公園に編入されてからも生業の維持の観点から、「基準の特例」等の措置をして、採取を継続している。

今回、改めることとした高免地区に係る基準の特例は、平成17年5月10日（環境省告示第39号）に採取量を162,000 m^3 とし、国立公園を所管し採取の進捗状況を適正に指導していく観点から、採取を行うことができる期限を平成22年3月31日までとして、定められているところ。

この基準の特例により、許可を受けて行われる土石の平成22年3月31日までの採取見込み量は、119,400 m^3 である。残りの42,600 m^3 の土石の採取についても、引き続き適正に行われるよう指導していく必要があることから、基準の特例の期限を平成27年3月31日に改める。